

12 時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務（注）することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給する。
ただし、管理職手当の支給を受ける職員及び教育職給料表の適用を受ける職員には、支給しない。

（注）「正規の勤務時間外に勤務」には、週休日における勤務が含まれる。

（１）支給要件

- （ア）正規の勤務時間を超えて勤務した全時間。ただし、（イ）を除く。
（イ）割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間。ただし、休日勤務手当が支給された時間を除く。

（２）支給額

〔算 出 方 法〕

勤務１時間当たりの 給与額（ア）	×	支給割合（イ）	×	時間外勤務時間数（ウ）
---------------------	---	---------	---	-------------

（注）端数処理については、後述（エ）を参照

（ア）勤務１時間当たりの給与額

$$\frac{\text{（給与条例第１７条に定める給料及び諸手当）（注１）} \times 12}{\text{（１週間辺りの勤務時間（注２）} \times 52 \text{）} - \text{（※休日の日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分）（注３）}}$$

※令和６年度は18日

（注１）「給与条例第１７条に定める給料及び諸手当」は以下のとおりである。

- ・給料（給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額を含む。）
- ・管理職手当
- ・初任給調整手当
- ・給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当（１円未満切捨て。（エ）（ii）参照）
- ・給料の月額に対する特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）
（注）規則７—６２第３条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額
- ・給料の月額に対するへき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）
（注）規則７—３９第４条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額
- ・寒冷地手当
- ・義務教育等教員特別手当
- ・産業教育手当
- ・定時制通信教育手当
- ・農林漁業普及指導手当

（注２）「１週間当たりの勤務時間」は、３８時間４５分とする。ただし、短時間勤務職員にあっては、次に掲げる規定による勤務時間の１週間当たりの時間とする。

- ・育児短時間勤務職員等：勤務時間条例第２条第２項又は学校勤務時間条例第３条第２項
- ・定年前再任用短時間勤務職員： " 第２条第３項又は " 第３条第３項
- ・任期付短時間勤務職員： " 第２条第４項又は " 第３条第４項

条例第１４条
条例第２１条の９
教員特別措置条例
第３条第３項

〔昭和５６年通知
第２３０号〕

条例第１４条
第１項、第３項
条例第１４条
第６項、第８項
規則７—１１３
第３条

条例第１４条
第１項

条例第１７条
〔昭和５６年通知
第２３０号〕
〔平成２２年通知
第３６７号〕

(注3) 短時間勤務職員にあっては、「休日の日数×7時間45分」とあるのは、以下の算出による時間とする。

$$(\text{休日の日数} \times 7\text{時間}45\text{分}) \times \frac{(\text{注2})\text{に掲げる1週間当たりの時間}}{38\text{時間}45\text{分}}$$

(イ) 支給割合

(i) 前記(1)の(ア)の場合((iii)に該当する時間を除く。)

なお、正規の勤務時間を超えて勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間

の場合については、次のa、bの支給割合に $\frac{25}{100}$ を加えた割合となる。

a 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

- ・ 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務

$$(\text{休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く。}) \dots \frac{125}{100}$$

$$\cdot \cdot \cdot \frac{135}{100}$$

b 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用短時間勤務職員を含む)

- ・ 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務(休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く。)であって、正規の勤務時間と正規の勤務時間を超える勤務時間の合計が7時間45分に達しない場合

$$\dots \frac{100}{100}$$

- ・ 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務(休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く。)であって、正規の勤務時間と正規の勤務時間を超える勤務時間の合計が7時間45分を超えた場合

$$\dots \frac{125}{100}$$

$$\cdot \cdot \cdot \frac{135}{100}$$

(ii) 前記(1)の(イ)の場合((iii)に該当する時間を除く。)

$$a \text{ 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 } \dots \frac{25}{100}$$

b 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員

- ・ 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達しない場合
- ・ 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分を超えた場合

$$\dots \frac{25}{100}$$

(iii) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた場合の60時間を超えて勤務した時間

$$a \text{ 前記(1)の(ア)に相当する勤務 } \dots \frac{150}{100} \text{ (注)}$$

ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間の時間である場合は $\frac{175}{100}$ (注)

$$b \text{ 前記(1)の(イ)に相当する勤務 } \dots \frac{50}{100} \text{ (注)}$$

(注) 職員勤務時間条例第10条の4第1項又は学校職員勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定され、当該時間外勤務代休時間に勤務しなかったときは、時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務の時間について、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給を要しない。

規則7—113

第2条第1号

規則7—113

第2条第2号

条例第14条

第1項、第2項

規則7—113

第2条第2項

規則7—113

第2条第3項

条例第14条第7項

条例第14条第3項

条例第14条第8項

条例第14条

第4項、第8項

(ウ) 時間外勤務時間数 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間数は、一の給与期間の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごと）により計算する。	〔平成22年通知 第367号〕
(エ) 端数処理 (i) 勤務1時間当たりの給与額 銭位未満の端数は、切り捨てる。 (ii) 「給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当」に1円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。 (iii) 支給割合別の勤務1時間当たりの給与額…(ア)に(イ)を乗じた額 50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は切り上げる。 (iv) 時間外勤務時間数 一の給与期間における1時間未満の端数は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。	規則7—53 第14条
(3) 支給日 一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。	規則7—0第8条
13 休日勤務手当	
休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給される手当である。 (注) 1 休日等とは、祝日法による休日（代休日を指定されて、休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、休日に代わる代休日。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、休日に代わる代休日。）又はこれらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日をいう。 2 管理職手当を受ける職員及び教育職給料表の適用を受ける職員には支給されない。	条例第15条第2項 第3項 規則7—70第2条 条例第21条の9 教育特別措置条例 第3条
(1) 支給要件 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合、その実際に勤務した全時間に対して支給される。 なお、交替制勤務者等で週休日が祝日法による休日と重なった場合において、休日勤務手当が支給される日は次に掲げる日となる。 (ア) 原則として、祝日法による休日の直後の勤務日等 (イ) 直後の勤務日等が規則第2条に規定する休日等に当たるときはその日の直後の勤務日等 (ウ) (ア)又は(イ)の基準により難い特殊な事情がある場合は、任命権者が他の日にする ことについて人事委員会の承認を得た日 (注) (1)休日に当然勤務することになっている交替制勤務等の職員にも支給される。 (2)上記(イ)によることで、連休に係る休日勤務手当が支給される日が重なるときに、当該支給対象日の直後の勤務日を休日給が支給される日として取り扱うことができる。	規則7—70第2条 〔昭和48年通知 第174号〕

(例 1)						
	祝日 5月 3日(日)	祝日 4日(月)	祝日 5日(火)	休振 日替 6日(水)	7日(木)	8日(金)
勤務日・週休日	○	○	×	×	○	○
休日勤務手当 の支給される日		△			▲	△
休日勤務手当 等の支給区分		休日勤務手当	勤務すれば 時間外勤務手当	勤務すれば 時間外勤務手当	休日勤務手当	休日勤務手当

(1) 祝日と日曜日が重なった場合（5月3日）は、その直後の祝日でない日（5月6日）が祝日法による休日（振替休日）となる。

(2) ×印は週休日を、○印は勤務日を、△印は休日勤務手当の支給される日を、▲印は休日勤務手当の支給される日が重なるために人事委員会の承認を得たものとして△印の日を休日勤務手当の支給される日とすることを示す。

(例 2)

	祝日 5月3日(火)	祝日 4日(水)	祝日 5日(木)	6日(金)	7日(土)
勤務日・週休日	×	○	×	○	○
休日勤務手当 の支給される日		△		▲	△
休日勤務手当 等の支給区分	勤務すれば 時間外勤務手当	休日勤務手当	勤務すれば 時間外勤務手当	休日勤務手当	休日勤務手当

(2) 支給額

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} \times \frac{135}{100} \times \text{勤務時間数}$$

条例第15条第2項
規則7—70第3条

(注) 勤務1時間当たりの給与額の算出方法及び端数処理については、前記「12 時間外勤務手当」の項の(2)の(ア)及び(エ)に同じ

(3) 支給日

一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。

規則7—0第8条

14 夜間勤務手当

正規の勤務時間として、深夜に勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

条例第16条
条例第21条の9

(1) 支給要件

正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した全時間

条例第16条

(2) 支給額

勤務1時間当たりの給与額 $\times\frac{25}{100}\times$ 勤務時間数

条例第16条

(注) 勤務1時間当たりの給与額の算出方法及び端数処理については、前記「12 時間外勤務手当」の(2)の(ア)及び(エ)に同じ。

(3) 支給日

一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。

規則7—0第8条

15 宿日直手当

正規の勤務時間以外の時間並びに条例第18条の2に規定する休日又は国若しくは県の行事の行われる日で人事委員会が指定する日において、宿日直勤務を命ぜられ、現に勤務した職員に支給する。

条例第18条

(1) 支給要件

〔一般の宿日直勤務〕

前記の時間・日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする宿日直に従事した場合

規則7—17第2条

〔医師・歯科医師の宿日直勤務〕

前記の時間・日において、県内の市町村又は一部事務組合が開設する病院又は診療所の医師(歯科医師を含む。以下同じ。)の確保に資するため採用した医師の行う研修先の病院又は診療所における入院患者の病状の急変等に対処するため医師が宿日直勤務に従事した場合

〔昭和51年通知
第3号〕

〔特殊な業務を併せて行う宿日直勤務〕

前記の時間・日において、一般の宿日直勤務と次に掲げる業務を併せて行う宿日直勤務

規則7—17第3条

(ア) 警察本部又は警察署において、警察職員の行う警備又は事件の捜査及び処理等のために待機する業務

(イ) 警察学校において教官の行う初任科生の生活指導等の業務

(ウ) 児童福祉施設等で次に掲げるものにおいて、児童等と直接接することを常例とする職員の行う児童等の生活指導等の業務

〔昭和51年通知
第3号〕

施設名	所在地
女性相談センター	仙台市
子ども総合センター	名取市
中央児童相談所(児童の一時保護の業務を分掌する班に限る。)	名取市
さわらび学園	仙台市

(エ) 寄宿舎を有する県立学校で、次に掲げるものにおいて舎監の行う舎生の生活指導等の業務

施設名	所在地
農業高等学校	名取市
加美農業高等学校	加美郡色麻町
視覚支援学校	仙台市
聴覚支援学校	仙台市
支援学校岩沼高等学園	岩沼市
支援学校小牛田高等学園	遠田郡美里町
支援学校女川高等学園	牡鹿郡女川町
船岡支援学校	柴田郡柴田町

規則 7—17 第 3 条

〔 昭和 51 年通知
第 3 号 〕

(オ) 農業又は水産に関する課程を置く県立学校において、生徒の実習指導に従事する教育職員の行う生徒の生活指導等の業務

(カ) 特別支援学校の寄宿舎において、寄宿舎指導員の行う舎生の生活指導等の業務

(キ) 教育又は研修の機関で次に掲げるものにおいて、学生等と直接接する職員の行う学生等の生活指導等の業務

機関名	所在地
消防学校	仙台市
農業大学校	名取市
志津川自然の家	本吉郡南三陸町
松島自然の家	東松島市
蔵王自然の家	刈田郡蔵王町

規則 7—17 第 3 条

〔 昭和 51 年通知
第 3 号 〕

(ク) ダムの管理施設において職員の行う機器等の監視、管理又は気象状況等の観測の業務

(ケ) 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設又は農業に関する学科を置く高等学校において職員が行う動物又は植物の管理等の業務

(2) 支給額

1 回の勤務額。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は $\frac{50}{100}$ を乗じた額。

規則 7—17 第 4 条

(ア) 一般の宿日直勤務の場合 4,400 円

(イ) 医師・歯科医師の宿日直勤務の場合 21,000 円

(ウ) 特殊な業務を併せて行う宿日直勤務の場合

(i) 前記 (1) の (ア) から (オ) までの業務 (ただし、(ウ) の業務については人事委員会が定める業務に限ることとし、(エ) の業務については農業高等学校、加美農業高等学校、視覚支援学校、聴覚支援学校、支援学校岩沼高等学園、支援学校小牛田高等学園、支援学校女川高等学園及び船岡支援学校に係るものに限る。) 7,400 円

(ii) 前記 (1) の (ウ) ((i) のただし書に掲げるものを除く。)、(エ) ((i) のただし書に掲げるものを除く。) 並びに (カ) 及び (キ) の業務 6,100 円

(iii) 前記 (1) の (ク) 及び (ケ) の業務 5,300 円

(3) 支給日

月の 1 日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。

規則 7—17 第 5 条

16 管理職員特別勤務手当

規則 7—1 8 別表第 1 に掲げる職を占める職員、任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員又は任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。

このほか、規則 7—1 8 別表第 1 に掲げる職を占める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

条例第 1 8 条の 2

第 1 項
第 2 項

〔平成 3 年通知
第 2 5 0 号〕

〔週休日又は休日の勤務の場合〕

（１）支給要件

臨時又は緊急の必要等がある場合において、規則 7—1 8 別表第 1 に掲げる職を占める職員、任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員又は任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で、週休日又は休日にやむを得ず勤務した場合

（２）支給額

勤務 1 回につき、次に掲げる額を支給する。ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合は $\frac{150}{100}$ を乗じた額とする。

規則 7—1 0 9

第 1 条第 1 項
第 2 項

〔平成 3 年通知
第 2 5 0 号〕

（ア）（イ）の職員以外の規則 7—1 8 別表第 1 に掲げる職を占める職員

規則 7—1 8 別表第 1 に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

1 種	12,000 円
2 種及び 3 種	10,000 円
4 種	8,000 円
5 種及び 6 種	6,000 円
7 種	4,000 円

（注）給与条例附則第 3 2 項の規定の適用を受ける職員（60 歳を超える職員等）の手当の額は、当分の間、これらの額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）とする。

規則 7—1 0 9

附則第 2 項

（イ）定年前再任用短時間勤務職員である規則 7—1 8 別表第 1 に掲げる職を占める職員

規則 7—1 8 別表第 1 に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

1 種	11,000 円
2 種及び 3 種	9,000 円
4 種	7,000 円
5 種及び 6 種	5,000 円
7 種	3,000 円

（注）暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

規則 7—1 0 9—5

附則第 2 項

（ウ）任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員

任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額とする。

6 号俸及び 7 号俸並びに任期付職員条例第 4 条第 3 項の規定による給料月額	12,000 円
5 号俸	10,000 円
2 号俸から 4 号俸まで	8,000 円
1 号俸	6,000 円

(エ) 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額とする。 <table> <tr> <td>6号俸及び任期付職員条例第5条第4項の規定による給料月額</td><td>12,000円</td></tr> <tr> <td>4号俸及び5号俸</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>2号俸及び3号俸</td><td>8,000円</td></tr> <tr> <td>1号俸</td><td>6,000円</td></tr> </table>	6号俸及び任期付職員条例第5条第4項の規定による給料月額	12,000円	4号俸及び5号俸	10,000円	2号俸及び3号俸	8,000円	1号俸	6,000円			
6号俸及び任期付職員条例第5条第4項の規定による給料月額	12,000円										
4号俸及び5号俸	10,000円										
2号俸及び3号俸	8,000円										
1号俸	6,000円										
(3) 支給日 一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。	規則7—0第8条										
[週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間の勤務の場合]											
(1) 支給要件 災害への対処、臨時又は緊急の必要がある場合において、規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員で、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間にやむを得ず勤務した場合											
(2) 支給額											
(ア) (イ)の職員以外の規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員 規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員に係る同表に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。	規則7—109 第2条第1項										
<table> <tr> <td>1種</td><td>6,000円</td></tr> <tr> <td>2種及び3種</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>4種</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>5種及び6種</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>7種</td><td>2,000円</td></tr> </table>	1種	6,000円	2種及び3種	5,000円	4種	4,000円	5種及び6種	3,000円	7種	2,000円	平成3年通知 第250号
1種	6,000円										
2種及び3種	5,000円										
4種	4,000円										
5種及び6種	3,000円										
7種	2,000円										
(注) 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）の手当の額は、当分の間、これらの額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。	規則7—109 附則第2項										
(イ) 定年前再任用短時間勤務職員である規則7—18別表第1に掲げる職を占める職員 規則7—18別表第1に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。											
<table> <tr> <td>1種</td><td>5,500円</td></tr> <tr> <td>2種及び3種</td><td>4,500円</td></tr> <tr> <td>4種</td><td>3,500円</td></tr> <tr> <td>5種及び6種</td><td>2,500円</td></tr> <tr> <td>7種</td><td>1,500円</td></tr> </table>	1種	5,500円	2種及び3種	4,500円	4種	3,500円	5種及び6種	2,500円	7種	1,500円	
1種	5,500円										
2種及び3種	4,500円										
4種	3,500円										
5種及び6種	2,500円										
7種	1,500円										
(注) 暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなす。	規則7—109—5 附則第2項										
(3) 支給日 一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。	規則7—0第8条										

(4) 週休日等から平日深夜に勤務が引き続いた場合の取扱い

週休日又は休日の勤務をした後、引き続いて週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る手当を支給しない。

規則7—109

第2条第2項

〔平成3年通知
第250号〕